

生駒市条例第3号

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員退職給与基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長、副市長及び教育長を含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く」を「退職手当の支給の対象となる職員をいう」に改める。

第2条中「1,000分の30」を「1,000分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。